全国児童厚生員研究協議会規約

(名称)

第1条 本会は「全国児童厚生員研究協議会」(略称「全児研」)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、一般財団法人児童健全育成推進財団内(東京都渋谷区)におく。 (目的)

第3条 本会は、全国の児童厚生員および放課後児童支援員等児童健全育成関係者(以下「児童厚生員等」という)の研究協議と情報交換によるネットワークによって、関係職員の資質向上と専門性の確立を目指し、もって児童健全育成の向上に資することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。
 - (1) 児童厚生員等のネットワークの促進
 - (2) 児童健全育成活動に関する研究協議と社会啓発
 - (3) 児童厚生員等の専門性の確立に資する研修
 - (4) その他、本会の目的に必要な活動

(会員)

- 第5条 本会の会員は、児童厚生員等の有志で構成する。
 - (1) 正 会 員 児童館・放課後児童クラブ職員
 - (2) 賛助会員 その他この会を支援する関係者等
 - 2. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(入会)

- 第6条 本会に入会するものは、会費を納入した上で入会手続きを取らなければならない。
 - 2. 会員期限は次回全国大会開催年度とする。

(退会)

- 第7条 会員が退会するときは、書面等でその旨を届け出なければならない。
 - 2. 会員が本会の名誉を著しく汚した場合、理事会はその会員に対して退会を命ずることができる。

(役員)

- 第8条 役員は、次の通りとする。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 2名以内
 - (3) 理 事 15名以内
 - (4) 監事 2名以内
 - 2. 役員は、総会において選任する。
 - 3. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

- 第10条 本会には相談役をおくことができる。
 - 2. 相談役は、理事会の推薦・承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

必要に応じて会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(定足数)

第13条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席(書面による委任状含む)をもって成立する。

(議決)

第14条 理事会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会費)

- 第15条 本会の会費は一口を1,000円として、会員はこれを納入しなければならない。
 - 2. 理事会が必要と認めた場合は、使途を明らかにして別途徴収することができる。
 - 3. 会費は活動目的等に使用され、会計年度ごとに監査報告を行う。

(会計)

- 第16条 本会の経費は、会費および寄付金・補助金・協賛金等によるものとし、理事会の承認を受けた者が会計を管理する。
 - 2. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌3月末日までとする。

(規約変更)

第18条 この規約の変更には、理事会の承認を得なければならない。

(解散)

- 第19条 本会が解散する場合は、役員の4分の3以上の同意を得なければならない。
 - 2. 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、同目的の団体に贈与するものとする。
- 附 則 この規約は、平成14年2月10日から施行する。

平成 16 年 5 月 8 日から施行する。(改正) 平成 17 年 7 月 17 日から施行する。(改正) 平成 19 年 11 月 3 日から施行する。(改正) 平成 21 年 10 月 17 日から施行する。(改正) 平成 22 年 6 月 7 日から施行する。(改正) 平成 24 年 10 月 28 日から施行する。(改正) 平成 27 年 10 月 5 日から施行する。(改正) 令和 2 年 9 月 7 日から施行する。(改正) 令和 4 年 4 月 30 日から施行する。(改正)